蒲郡市都市公園における
自動販売機設置に係る入札説明書
（入札後資格確認型）

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

入札に参加希望の方は、この入札説明書をよくお読みになり、内容を十分確認したうえで、ご参加ください。

【入札執行日】　令和７年７月１日（火）午後１時３０分

【入札会場】　蒲郡市役所　新館３階　３０２会議室

【参加申込み受付期間】

令和７年６月１２日（木）～令和７年６月２６日（木）

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

【参加申込書提出先】

蒲郡市都市開発部都市計画課　施設管理担当（蒲郡市役所新館３階）

電話（０５３３）６６－１１４１

FAX（０５３３）６６－１１９３

E-mail　keikaku@city.gamagori.lg.jp

蒲郡市

目　　次

１　許可物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）・・・・・・・・・・・ 1
２　入札参加資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３　許可の条件等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４　入札参加申込み手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
５　質問書及び回答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
６　落札候補者の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
７　入札参加資格の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
８　入札執行の日時及び場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
９　入札保証金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
10　入札金額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
11　入札　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
12　開札　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
13　入札の中止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
14　落札者（設置事業者）の公表等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
15　都市公園施設設置許可申請書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
16　使用料の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
17　問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第１号様式　競争入札参加申込書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第２号様式　質問書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第３号様式　競争入札参加資格確認申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第４号様式　入札書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
委任状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
自動販売機設置仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

１　許可物件の概要（詳細は別紙 自動販売機設置仕様書のとおり）

許可物件番号	施設名	所在地	許可面積（上限）	区分	最低入札価格	備考
公１	若宮公園（西面北側入口）	蒲郡市三谷町若宮264番１	幅 2000㎜×奥行1000㎜	土地	4,800円	電力使用計量機器の設置要

⑴ 許可面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。

⑵ 既設コンセントからの電気引き込みとなり、市の施設から電気の供給を受けることとなります。

２　入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第１項に掲げられた者でないこと。

⑵　過去２年間において、令第１６７条の４第２項各号の規定に該当したことがない者であること。

⑶　愛知県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。

⑷　入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する２年以上の実績を有していること。

⑹　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

⑺　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

⑻　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑼　蒲郡市に対し納税義務がある者にあっては、市税等を滞納している者でないこと。

３　許可の条件等

⑴　許可の内容

この許可は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条第１項の規定に基づく都市公園施設の設置許可です。

⑵　設置台数

自動販売機１台の設置とします。

⑶　許可期間

令和７年８月１日から令和９年９月３０日までとし、更新はできないものとします。

⑷　使用料

許可物件ごとに蒲郡市が設定する最低入札価格以上で、最高の入札価格をもって使用料（年額）とします。

⑸　必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。市の施設から電気の供給を受ける物件は、各設置事業者において、計量機器（子メーター）を設置し、その指示値により計算した実費相当額を、蒲郡市が指定する期限までに全額納付してください。

なお、電気の引き込みに伴い必要となる工事、諸手続及び占用許可等についても設置事業者が行い、その費用を負担することとします。

⑹　自動販売機の仕様

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア　省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ　デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとすること。

ウ　カップ式自動販売機等を設置する場合には、給水方式は内蔵タンク式とすること。（給排水設備は布設できません。）

⑺　使用上の制限

許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア　使用料を期限までに確実に納付すること。

イ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ　自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

エ　販売品目は、別紙自動販売機設置仕様書のとおりとし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）を販売しないこと。

オ　販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑻　維持管理

許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア　商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

なお、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行うこと。

イ　自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないよう回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ　自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。

オ　自動販売機の故障、問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

⑼　原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合には、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を蒲郡市に請求することができません。

⑽　その他

自動販売機の設置にあたっては、施設管理者（又は指定管理者）と打ち合わせ、協議のうえ、令和７年８月１日以降に設置を行うものとする。なお、営業開始が令和７年８月１日以降の日となった場合においても、使用料の減免又は返還を求めることはできません。また、新規に設置する施設の自動販売機の設置にあたっては、設置場所の詳細等について、施設管理者と打ち合わせを行った上で進めること。

４　入札参加申込み手続き

⑴　受付期間

令和７年６月１２日（木）から令和７年６月２６日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑵　受付場所

蒲郡市都市開発部都市計画課　施設管理担当（蒲郡市役所　新館３階）

⑶　提出書類（１部）

競争入札参加申込書（第１号様式）

⑷　提出方法

持参によるほか、ＦＡＸ、Ｅメール及び郵送による提出も可とします。ただし、上記の受付期間内に必着とします。

⑸　販売品目について

自動販売機での販売品目については、清涼飲料とします。

５　質問書及び回答

⑴　受付期間

令和７年６月１２日（木）から令和７年６月２５日（水）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑵　提出方法

蒲郡市都市開発部都市計画課　施設管理担当に質問書（第２号様式）をＦＡＸ及びＥメールにより提出してください。

⑶　質問者への回答

質問者に対し電話等で令和７年６月３０日（月）までに個別に回答します。

6　落札候補者の決定

開札の結果、入札者のうち最低入札価格（年額）以上で最高価格（年額）の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

7　入札参加資格の確認

落札候補者の方は、蒲郡市が指定する期日までに競争入札参加資格確認申請書（第３号様式）及び下記の添付書類を提出してください。期日までに申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

（添付書類）

ア　証明書類（発行日から３か月以内のもの）

＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

＜個人の場合＞…住民票の写し

イ　蒲郡市税等の未納がないことの証明書　※該当者のみ

＜法人の場合＞…蒲郡市内に本店、支店又は営業所がある者

＜個人の場合＞…蒲郡市内に在住している者

ウ　入札公告の日から過去２年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料等の自動販売機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は、行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市との都市公園施設設置許可書や賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。）

8　入札執行の日時及び場所

⑴　日時

令和７年７月１日（火）午後１時３０分

⑵　場所

蒲郡市役所　新館３階　３０２会議室

9　入札保証金

免除

１０　入札金額

入札書に記載する金額は年額とし、消費税及び地方消費税額を含める。

１１　入札

⑴　入札は、指定の入札書（第４号様式）を使用してください。

⑵　提出した入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することはできません。

⑶　入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを付け、円未満

の端数は記入しないでください。

⑷　次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ　所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

ウ　入札に際して不正行為があった入札

エ　同一事項の入札に対し、２以上の意志表示をした入札

オ　他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札

カ　入札書に記名及び押印のない入札

キ　委任状を持参しない代理人のした入札

ク　金額に￥字又は金字が冠されていない入札

ケ　入札書の記載事項が確認できない入札

コ　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

サ　競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

シ　郵送による入札

ス　虚偽の事実を記載した者のした入札

セ　担当職員の指示に従わなかった者の入札

ソ　その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

⑸　入札は、１者（社）の場合でも実施します。

１２　開札

⑴　入札者は、開札に立ち会わなければなりません。

⑵　落札者は、最低入札価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない蒲郡市職員がくじを引くものとします。

１３　入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

１４　落札者（設置事業者）の公表等

落札者の決定後、蒲郡市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表します。

１５　都市公園施設設置許可申請書の提出

⑴　落札者は、蒲郡市都市公園規則（昭和４６年蒲郡市規則第３号）第３条の申請書を提出し、許可を受けるものとします。

⑵　許可申請及び設置に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

⑶　許可申請は申込人名義で行ってください。

⑷　公園施設の設置は、許可期間の満了をもって終了し、更新はありません。

１６　使用料の納付

使用料は、各年度、蒲郡市が発行する納入通知書により、蒲郡市が指定する期日までに全額納入してください。また、既に納付した使用料は返還しません。

１７　問い合わせ先

蒲郡市 都市開発部 都市計画課　施設管理担当（蒲郡市役所　新館３階）

〒443-8601　蒲郡市旭町１７番１号

電話（０５３３）６６－１１４１

FAX（０５３３）６６－１１９３

E-mail　keikaku@city.gamagori.lg.jp

※　問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

第１号様式

競 争 入 札 参 加 申 込 書

令和　　年　　月　　日

蒲　郡　市　長　　殿

住所

氏名
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

令和７年７月１日執行の下記物件の競争入札に参加を申し込みします。
なお、入札説明書に記載の入札参加資格を満たすことを誓約し、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　許可物件番号及び施設名

申込	許可物件番号	施　設　名	所　在　地	販　売　品　目
	公１	若宮公園 （西面北側入口）	蒲郡市三谷町若宮 264 番 1	清涼飲料 その他（　　）

※　入札に参加する許可物件の申込欄及び販売品目欄の品目に〇を付けてください。
その他に該当する場合は販売品名を（　）に記入してください。

２　許可期間
令和７年８月１日から令和９年９月３０日まで

第２号様式

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

蒲　郡　市　長　　殿

住所

氏名
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

許可物件番号及び施設名

質問事項

〔記入担当者・連絡先等〕
⑴　担当者名
⑵　部課名
⑶　連絡先

第３号様式

競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

蒲　郡　市　長　　殿

住所

氏名
（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

下記物件の競争入札において、落札候補者となりましたので、競争入札参加資格の確認を申請します。
なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札執行日
　令和　　年　　月　　日

２　許可物件番号及び施設名

３　所在地又は設置場所

４　添付書類

〔記入担当者・連絡先等〕
⑴　担当者名
⑵　部課名
⑶　連絡先

（注）添付書類は、入札説明書に記載の書類名を記入してください。

第４号様式

物件番号	

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

蒲　郡　市　長　　殿

入札者　住所

氏名　　印

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）

下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額									

ただし、下記物件の自動販売機設置の入札金額。
消費税及び地方消費税相当額を含む。

１　施設名

委　　任　　状

受任者　　を代理人と定め、

下記案件の入札に関する権限を委任します。

記

１　（※　案件名を記入する。）

令和　　年　　月　　日

蒲　郡　市　長　　様

委任者　住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

自動販売機設置仕様書

許可物件番号	公1	施設名	若宮公園（西面北側入口）	所在地	蒲郡市三谷町若宮264番1	担当課	都市計画課
設置台数	1台	種別	コーヒー、お茶など清涼飲料			最低貸付価格	年額4,800円

寸法（1台あたり） （幅×奥行） 2,000×1000(mm)

電気供給	市施設からの供給、コンセントからの電気引込み 計量機器（子メーター）の設置が必要

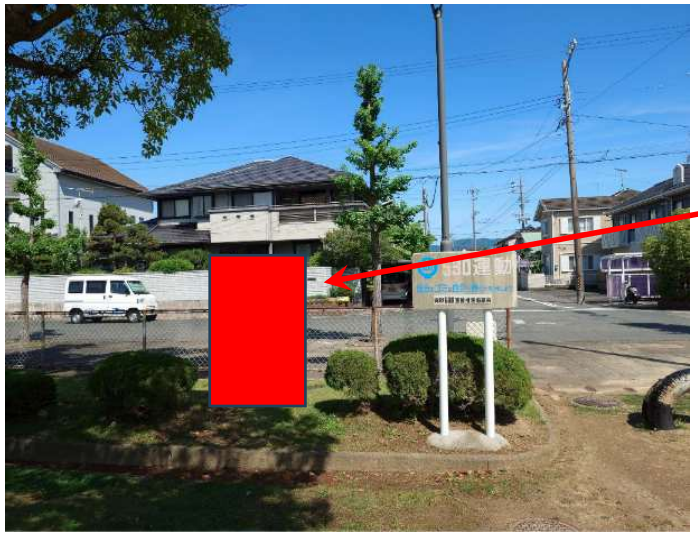

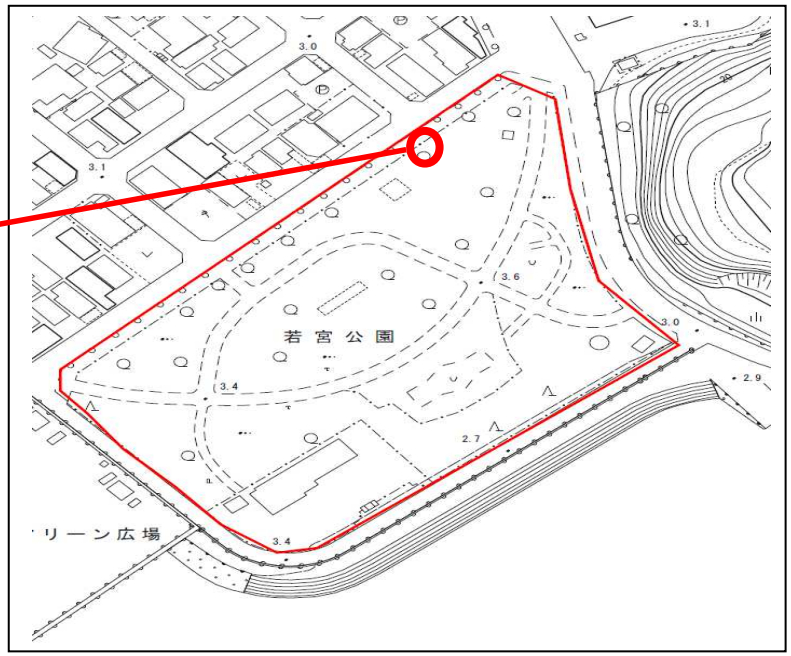

別紙

自動販売機の仕様及び条件並びに遵守事項

1　自動販売機の仕様及び条件

⑴　仕様

許可面積内に自動販売機本体のほか、使用済み容器回収ボックス、転倒防止器具並びに放熱余地の全てが収まる大きさの自動販売機とする。

⑵　環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮した機種とする。

⑶　デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

⑷　販売品目等

販売品目	容器の種類	設置台数	単価
清涼飲料水（乳飲料を含む）	缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップ	１台	標準販売価格（定価）以下

2　遵守事項

⑴　安全対策

ア　転倒防止　「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ　食品衛生　「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けるものとする。

⑵　使用済み容器の回収

ア　回収ボックスは、自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じて必要数を設置する。

イ　回収ボックスの規格

(ｱ) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。外観色は、自動販売機の外観色に準ずるなどバランスの取れた色づかいのものとする。

(ｲ) 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積のものとする。

(ｳ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入り難い形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図るものとする。

ウ　使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

⑶　自動販売機の管理運営

ア　設置者は、商品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ　設置者は、自動販売機及び付帯設備等の保守業務を随時行い、維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ　設置者は、自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情等について、責任をもって対応すること。